

刑事補償事件及び費用補償事件の調査について

平成10年12月8日刑一第322号高等裁判所
長官，地方裁判所長あて刑事局長通達

執務の参考としたいので，標記の事件について下記により調査し，報告してください。
なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 調査の対象

刑事補償法（昭和25年法律第1号）第1条，第2条若しくは第25条に規定する補償の請求に係る事件（以下「刑事補償事件」という。），刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第188条の2第1項に規定する補償の請求に係る事件（以下「無罪費用補償事件」という。）又は同法第188条の4に規定する補償の請求に係る事件（以下「上訴費用補償事件」という。），で，終局したもの。

2 調査の事項及び方法

別紙様式の刑事補償事件・費用補償事件調査表（以下「調査表」という。）に記載の事項を調査し，その結果を別紙の記入要領に従って調査表に記入する。

3 報告の方法及び期限

結果記入済みの調査表に調査の対象となった事件の決定書の写し1部を添付の上（終局事由が請求取消しの場合を除く。），その都度速やかに高等裁判所を経由することなく，直接刑事局に送付して報告する（送付書不要）。

付 記

- 1 この通達は，平成11年1月1日から実施する。
- 2 平成6年12月9日付け最高裁判一第388号刑事局長通達「費用補償事件の調査について」は，平成10年12月31日限り，廃止する。
- 3 平成10年12月分の報告については，なお従前の例による。

（別紙）

記入要領

第1 調査表は，請求人1人について1枚作成する。ただし，同一人が数個の請求をした場合には，各請求事件ごとに調査表を作成する。

第2 記入方法は，該当箇所に記載又は該当する□にチェックする方法によるほか，次に定めるとおりとする。

1 「(1) 補償の請求」

(1) 「本人」とは，刑事補償事件については，刑事補償法第1条の「無罪の裁判を受けた者」又は同法第25条に該当する者，無罪費用補償事件については，刑事訴訟法第188条の2第1項の「被告人であつた者」，上訴費用補償事件については，同法第188条の4の「被告人又は被告人であつた者」である。

(2) 請求年月日は，裁判所において請求を受理した日を記入する。

2 「(2) 拘束開始時の本人の身上」

(1) 事業主とは，個人経営の事業所を主宰経営している者をいう。雇用者の有無を問わない。医師，弁護士のような主として自営で専門的職業に従事する者を含む。

(2) 家族従業者とは，自己の属する世帯員の経営する事業に無給で従事している者をいう（有給の場合は，民間の雇用者とする。）。親戚の事業を無報酬で手伝う者も，家族従業者とする。

(3) 公務員とは，国又は都道府県若しくは市区町村に継続して雇用されている者をいい，臨時的に雇用されている者は含まない。

(4) 民間の雇用者とは，一般の会社，団体，公社，公団，公庫などに継続して雇用されている者をいい，個人商店の雇用者，個人の家に雇われている家事使用人などのほか，民間会社や団体の役員も含まれる。

(5) 無業者とは，無職無収入である者のほか，収入を伴わない仕事を行っている者（家事従事者，PTA役員など），一時的な仕事を行っている者（アルバイト，パートタイム労働者など），非合法な行為によって収入を得ている者，収入はあるが仕事の伴わない者（年金，利子，配当所得者など），学生などを含む。

なお，この欄は，無罪費用補償事件及び上訴費用補償事件の報告の場合には，記入を要しない。

3 「(4) 他の補償等の請求年月日」

補償の原因となる同一の事件について、他に補償などの請求がされている場合には、該当する□をチェックの上、その請求年月日を記入する。

4 「(5) 本案事件の裁判経過」

補償の原因となる本案事件について、刑事補償事件及び無罪費用補償事件にあつては起訴から無罪判決確定に至るまでの、また、上訴費用補償事件にあつては起訴から上訴に係る原裁判確定に至るまでの経過について記入する（補償事件の決定書に記載がある場合は記入を要しない。）。

なお、併合して審理された事実の一部のみが補償の対象となる場合（例えば、一部無罪）であっても、すべての事実についての裁判経過を記入する。

(別紙様式)

刑事補償事件・費用補償事件調査表

裁判所

(1)補償の請求			(5)本案事件の裁判経過									
本人	氏名		第一審	起訴	昭和 平成	年	月	日	差戻し後又は再審の経過			
	生年月日	昭和 平成		年	月	日	終局	昭和 平成		年	月	日
	請求年月日	平成		年	月	日	結果	☐ 全部無罪 ☐ 有罪		☐ 一部無罪 ☐ その他()		
(2)拘束開始時の本人の身上			控訴審	申立人	☐ 被告人側 ☐ 検察官				(6)本案事件の無罪理由			
職 種 ☐ 事業主 ☐ 家族従業者 ☐ 公務員 ☐ 民間の雇用者 ☐ 無業者 年 収 ☐ 約 万円 ☐ 不 明				終局	昭和 平成	年	月	日				
(3)補償事件の裁判に対する不服申立て				結果	☐ 棄却 ☐ 取下げ ☐ 破棄差戻し ☐ 破棄自判 ()							
☐ なし (平成 年 月 日確定) ☐ あり			上告審	申立人	☐ 被告人側 ☐ 検察官				☐ 犯罪の証明なし ☐ 犯罪不成立 ☐ 違法阻却 (刑法 条 項) ☐ 責任阻却 (刑法 条 項) ☐ その他 ()			
(4)他の補償等の請求年月日				終局	昭和 平成	年	月	日				
☐ 刑事補償 ☐ 費用補償 ☐ 国家賠償 ☐ その他(平成 年 月 日)				結果	☐ 棄却 ☐ 取下げ ☐ 破棄差戻し ☐ 破棄自判 ()							
							(7)請求取消しによる終局年月日					
							平成 年 月 日					

(最刑一)

(注)

- 1 「(2)拘束開始時の本人の身上」は、費用補償事件の場合は記入を要しない。
- 2 「(5)本案事件の裁判経過」は、決定書に記載がある場合は記入を要しない。
- 3 決定書の写しを添付して送付すること(「(7)請求取消しによる終局」の場合を除く。)。